

岩手県監査委員告示第37号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月9日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年6月1日及び同月2日

イ 本監査実施日 令和3年7月8日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
使用許可をした不動産の使用に当たり、発生する電気料金の調定を長期間行っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	使用許可をした不動産について、令和3年6月30日に調定を行い、納入通知書を送付した。今後は、毎月請求するよう適正な事務の執行に努めるとともに、複数人でチェックを行い再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立宮古病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年6月1日及び同月2日

イ 本監査実施日 令和3年7月7日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年8月27日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行に当たっては、仕様書の内容の確認と併せて積算書を複数人で確認、検討して作成することとしたほか、当該事案を事務局内で共有し、再発防止に努めることとした。